

千葉県「親と子のよい歯のコンクール」実施要領

(趣 旨)

第1条 市民の歯科疾患予防知識の啓発普及及び、歯の健康が優れている幼児とその親の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(主 催)

第2条 千葉県及び一般社団法人千葉県歯科医師会が主催する。

(対象者)

第3条 前年度の3歳児歯科健康診査を受診した幼児及びその親

(出場希望者の募集)

第4条 前年度に実施した3歳児歯科健康診査において選出された親子に対し、個人通知により出場希望者を募集する。

(審 査)

第5条 応募した幼児の3歳児歯科健康診査の結果等を参考にして、市職員及び千葉県歯科医師会会員で構成する審査委員会において子とその親の口腔診査等を行い、別紙審査基準に基づき第1位から第4位の親子4組を選出する。

(表 彰)

第6条 審査の結果が第1位の親子に対しては千葉市長表彰、第2位の親子に対しては千葉県歯科医師会長表彰を、第3位の親子に対しては保健所長表彰を、第4位の親子に対しては特別表彰を行う。

2 表彰式はヘルシーカムカム会場において行う。

(県への推薦)

第7条 市長は、千葉市長表彰を受けた者について、次の資料を添えて県へ推薦する。

- (1) 親と子のよい歯のコンクール報告書(別紙様式1)
- (2) 親と子のよい歯のコンクール審査票(別紙様式2)
- (3) 親が子の歯の健康のために行った体験記(原稿用紙400字詰め2枚程度)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

親と子のよい歯のコンクール審査基準

(親及び子、共通)

- 1 歯及び口腔が健康であること。

ただし、初期う蝕で適当かつ完全な充填がなされているものは差し支えないこと。

- 2 歯列・咬合が良好であること。

- 3 歯口清掃状態が良好であること。

歯石、歯垢等の歯の沈着物、付着物を有せず歯面及び歯肉が固有の色調及び光沢を呈しているものであること。

- 4 顔の発育が調和を保ち、審美的にすぐれていること。

[留意事項]

親の歯科保健に関する表彰歴等参考となる事項があるときは、審査票の備考欄に記入すること。

様式 1

親と子のよい歯のコンクール報告書

郡市歯科医師会名			
親子の住所及び電話番号	〒 TEL		
親の氏名	ふりがな		
	男・女		
子の氏名	ふりがな		続柄
	男・女		
親子の応募数	組		
3歳児歯科健診受診者数	人		
選出対象者数	人		
口腔診査者数	親	人	
	子	人	

- * 「選出対象者数」は、市町村の有する3歳児歯科健診結果などから、郡市歯科医師会における口腔診査の候補者として選定された数を記入すること。
- * 「口腔診査者数」は選出対象者数の中から本人を呼び出し、直接郡市歯科医師会における口腔診査を実施した数を記入すること。

親と子のよい歯のコンクール審査票

郡市歯科医師会名		市町村名	
診査年月日		診査歯科医師名	
親の氏名 (フリガナ)	生年月日 年 月 日 男・女		
子の氏名 (フリガナ)	生年月日 年 月 日 男・女		
親と子の住所	〒 TEL		

診査結果			
歯式	親	8 7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7 8
		8 7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7 8
	子	E D C B A	A B C D E
		E D C B A	A B C D E
		親の欄	子の欄
歯列の状態		優 良 可	優 良 可
咬合の状態		優 良 可	優 良 可
歯肉の状態		優 良 可	優 良 可
歯口清掃の状態		優 良 可	優 良 可
顎並びに 顔面の発 育と調和	発育の状態	優 良 可	優 良 可
	調和	優 良 可	優 良 可
		親	子
生活習慣	歯磨きの習慣	a.毎日 (起床時 朝食後 昼食後 夕食後 就寝前 その他)	a.毎日 (起床時 朝食後 昼食後 夕食後 就寝前 その他)
		b.時々 c.していない	b.時々 c.していない
	子への歯磨きの介助 (仕上げ磨き) の有無 a.毎日 (1日 回) b.時々 c.無		
間食の与え方		時間を : a.決めている b.決めていない	
その他		(1) .かかりつけの歯科医師 (a.いる b.いない)	(1) かかりつけの歯科医師 (a.いる b.いない)
		(2) 定期的な口腔診査・保健指導 (a.受けている b.受けていない)	(2) 定期的な口腔診査・保健指導 (a.受けている b.受けていない)
備考			